



平成 28 年 10 月 21 日

【照会先】

健康局 健康課 保健指導室

係長 村松 裕文 (内線 2398)

三谷 倫加 (内線 2336)

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

平成 28 年度 保健師活動領域調査(領域調査)の結果まとめ

厚生労働省では、このほど、平成 28 年度「保健師活動領域調査」(うち「領域調査」)の結果を取りまとめましたので公表します。

「保健師活動領域調査」は、地方自治体で職員として勤務する保健師の活動領域の実態を把握し、今後の施策の基礎データとすることを目的に、平成 21 年度から実施しています。「領域調査」の対象は全ての都道府県、市区町村で、平成 28 年 5 月 1 日時点の状況について調べています。

本調査は、保健師の所属や職位などを毎年把握する「領域調査」と、活動内容や活動時間などを尋ねる 3 年ごとの「活動調査」からなり、今年度は領域調査のみを実施しています。

<調査結果のポイント>

○自治体別常勤保健師数(表 1)

地方自治体における常勤保健師数の合計は 33,901 人であり、このうち都道府県の保健師は 4,999 人(全体の 14.7%)、市区町村の保健師は 28,902 人(全体の 85.3%)となっている。

常勤保健師数の合計は、昨年度に比べて 569 人増加(昨年度比 1.7%増)している。

○所属部門別常勤保健師数(表 2、表 3)

都道府県では、本庁に 778 人(都道府県全体の 15.6%)、保健所に 3,660 人(同 73.2%)が所属し、市区町村では、本庁に 9,424 人(市区町村全体の 32.6%)、保健所に 3,165 人(同 11.0%)、市町村保健センターに 11,161 人(同 38.6%)が所属している。

○統括的な役割を担う保健師[※]数(表 4、表 5、表 6)

統括的な役割を担う保健師の配置状況は、都道府県では 43 自治体(全都道府県のうち 91.5%)、市区町村では 843 自治体(全市町村のうち 48.4%)において配置されており、昨年度に比べて 71 自治体増加(昨年度比 8.7%増)している。

また、統括的な役割を担う保健師数の合計は 1,242 人であり、このうち都道府県では、本庁に 51 人(都道府県全体の 20.5%)、保健所に 183 人(同 73.5%)、市区町村では、本庁に 426 人(市区町村全体の 42.9%)、保健所に 44 人(同 4.4%)、市町村保健センターに 348 人(同 35.0%)が配置されている。

統括的な役割を担う保健師数の合計は、昨年度に比べて 127 人増加(昨年度比 11.4%増)している。

※統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典：平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号「地域における保健師の保健活動について」)

なお、結果統計表は総務省統計局のホームページ「政府統計の総合窓口(e-stat)」に掲載しています。

○総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-stat)」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001035128>

表1 自治体別常勤保健師数【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	対27年度増減
都道府県	4,999 (14.7%)	4,951 (14.9%)	48 (+1.0%)
市区町村	28,902 (85.3%)	28,381 (85.1%)	521 (+1.8%)
うち 保健所設置市	7,557 (22.3%)	7,479 (22.4%)	78 (+1.0%)
特別区	1,233 (3.6%)	1,203 (3.6%)	30 (+2.5%)
市町村	20,112 (59.3%)	19,699 (59.1%)	413 (+2.1%)
合 計	33,901 (100.0%)	33,332 (100.0%)	569 (+1.7%)

表2 所属部門別常勤保健師数【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	総 数	本 庁	保健所	市町村保健センター	その他
都道府県	4,999	778 (15.6%)	3,660 (73.2%)	—	561 (11.2%)
市区町村	28,902	9,424 (32.6%)	3,165 (11.0%)	11,161 (38.6%)	5,152 (17.8%)
うち 保健所設置市	7,557	1,234 (16.3%)	2,774 (36.7%)	2,852 (37.7%)	697 (9.2%)
特別区	1,233	184 (14.9%)	391 (31.7%)	594 (48.2%)	64 (5.2%)
市町村	20,112	8,006 (39.8%)	—	7,715 (38.4%)	4,391 (21.8%)
合 計	33,901	10,202 (30.1%)	6,825 (20.1%)	11,161 (32.9%)	5,713 (16.9%)

※保健所設置市は、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市

表3 詳細な所属部門別常勤保健師数【平成28年5月1日時点】

都道府県

(単位:人)

合計	本庁									教育委員会・教育庁等	保健所			その他施設等								
	小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	医療部門	介護保険部門	国民健康保険部門	職員の健康管理部門	その他		小計	企画調整部門	保健福祉部門	介護保険部門	小計	健康増進施設等	精神保健福祉センター	福祉・介護	医療	保健師等養成所(大学を含む)	外部団体・交流・派遣等	その他
4,999	778	307	112	82	69	54	9	126	19	43	3,660	414	3,215	31	518	0	142	148	47	43	72	66

保健所設置市

(単位:人)

合計	本庁										保健所			市町村保健センター			その他施設等												
	小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	医療部門	介護保険部門	国民健康保険部門	職員の健康管理部門	教育委員会等学校教育部門	その他	小計	企画調整部門	保健福祉部門	介護保険部門	小計	保健部門	保健福祉部門	介護保険部門	小計	市町村保健センター類似施設等	健康増進施設等	精神保健福祉センター	地域包括支援センター	福祉・介護	医療	保健師等養成所(大学を含む)	外部団体・交流・派遣等	その他	
7,557	1,234	173	191	338	14	206	109	129	21	53	2,774	414	2,347	13	2,852	1,987	795	37	33	697	118	0	76	120	303	9	1	30	40

特別区

(単位:人)

合計	本庁										保健所			市町村保健センター			その他施設等												
	小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	医療部門	介護保険部門	国民健康保険部門	職員の健康管理部門	教育委員会等学校教育部門	その他	小計	企画調整部門	保健福祉部門	介護保険部門	小計	保健部門	保健福祉部門	介護保険部門	小計	市町村保健センター類似施設等	健康増進施設等	精神保健福祉センター	地域包括支援センター	福祉・介護	医療	保健師等養成所(大学を含む)	外部団体・交流・派遣等	その他	
1,233	175	21	10	90	0	27	9	9	6	3	386	63	323	0	608	457	137	0	14	64	28	0	0	5	30	0	0	1	0

市町村

(単位:人)

合計	本庁										市町村保健センター				その他施設等								
	小計	保健部門	保健福祉部門	福祉部門	医療部門	介護保険部門	国民健康保険部門	職員の健康管理部門	教育委員会等学校教育部門	その他	小計	保健部門	保健福祉部門	介護保険部門	その他	小計	市町村保健センター類似施設等	健康増進施設等	地域包括支援センター	福祉・介護	医療	外部団体・交流・派遣等	その他
20,112	8,006	3,931	812	1,529	8	990	277	170	72	217	7,715	6,948	612	102	53	4,391	1,923	5	1,812	352	100	129	70

表4 統括的な役割を担う保健師の配置状況の推移(配置している自治体数)【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	対27年度増減 (カッコ内は増減率)
都道府県(n=47)	43 (91.5%)	40 (85.1%)	3 (+7.5%)
市区町村(n=1,741)	843 (48.4%)	775 (44.5%)	68 (+8.8%)
うち 保健所設置市 (n=72)	50 (69.4%)	45 (62.5%)	5 (+11.1%)
特別区(n=23)	8 (34.8%)	5 (21.7%)	3 (+60.0%)
市町村(n=1,646)	785 (47.7%)	725 (44.0%)	60 (+8.3%)
合 計	886 (49.6%)	815 (45.6%)	71 (+8.7%)

表5 統括的な役割を担う保健師数【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	対27年度増減
都道府県	249 (20.0%)	195 (17.5%)	54 (+27.7%)
市区町村	993 (80.0%)	920 (82.5%)	73 (+7.9%)
うち 保健所設置市	60 (4.8%)	54 (4.8%)	6 (+11.1%)
特別区	8 (0.6%)	6 (0.5%)	2 (+33.3%)
市町村	925 (74.5%)	860 (77.1%)	65 (+7.6%)
合 計	1,242 (100.0%)	1,115 (100.0%)	127 (+11.4%)

※1 保健所設置市は、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市

※2 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:平成25年4月19日付け健発0419第1号「地域における保健師の保健活動について」)

表6 所属部門別統括的な役割を担う保健師数【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	総数	本庁	保健所	市町村保健センター	その他
都道府県	249	51 (20.5%)	183 (73.5%)	—	15 (6.0%)
市区町村	993	426 (42.9%)	44 (4.4%)	348 (35.0%)	175 (17.6%)
うち 保健所設置市	60	18 (30.0%)	39 (65.0%)	3 (5.0%)	0 (0.0%)
特別区	8	3 (37.5%)	5 (62.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市町村	925	405 (43.8%)	—	345 (37.3%)	175 (18.9%)
合計	1,242	477 (38.4%)	227 (18.3%)	348 (28.0%)	190 (15.3%)

※1 保健所設置市は、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市

※2 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:平成25年4月19日付け健発0419第1号「地域における保健師の保健活動について」)